

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 14 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 2 年 12 月 1 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 2 年 12 月 1 日乗車となるものから施行する。

令和 2 年 11 月 12 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 139 条の 3 第 3 号を次のとおり改める。

(3) 西日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。